

事務連絡  
令和7年3月27日

各 { 都道府県  
市  
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者  
水道用水供給事業者 } 殿

国設専用水道の設置者 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部改正について  
（施行通知）」の送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日付で公布された「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件」（令和7年環境省告示第25号）をもってその一部が改正され、令和7年4月1日から適用されることとなりました。ついては「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部改正について（施行通知）」が環境省において別添のとおり発出されましたので、送付いたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知していただくようお願いいたします。

[添付資料]

・水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部改正について（施行通知）

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課  
水道計画指導室

TEL : 03-5253-8111 担当 : 山口、渡部

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp